

大空町U I J ターン移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び大空町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づき、大空町内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から大空町に移住して就業又は起業した者に対し、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）第4の1に基づく移住支援事業に係る移住支援金を交付することを目的とする。

(移住支援金の額)

第2条 移住支援金の額は、道実施要領第5の1（1）に定める額で、かつ、本町の予算の範囲内の額とする。

(移住支援金の交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象者は、道実施要領第5の1（1）アに定める要件を満たし、かつ、イ又はウの要件を満たす者（2人以上の世帯の場合はエの要件についても満たすことを要する。）とする。ただし、道実施要領第5の1（1）ア（イ）a中「道内の移住支援金を支給する市町村」とあるのは「大空町内」と、道実施要領第5の1（1）ア（イ）c中「転入先の市町村」及び道実施要領第5の1（1）ア（ウ）c中「申請者の居住する市町村」とあるのは「大空町」と読み替えるものとする。

(予備登録申請)

第4条 移住支援金の申請を予定している交付対象者は、道実施要領2（1）アに示す移住支援金対象法人（以下「対象法人」という）に就業後1月以内に、移住支援金交付予備登録申請書（様式第1号）を町長に提出する。

(申請)

第5条 交付対象者は、移住支援金の交付を申請する場合、転入後3月以上経過し、かつ、対象法人に連続して3月以上在職した後、移住支援金交付申請書（様式第2-1号）、移住者の就業先の就業証明書（様式第2-2号）、振込先口座登録依頼書（様式第2-3号）及び本人確認書類に加え、道実施

要領第5の1(1)に定める交付要件に該当することを証する書類を、別表に定めるところにより町に提出する。

(申請の取下げ)

第6条 交付対象者は、前条の申請をした後、道実施要領第5の1(1)に掲げる各要件を満たさなくなった場合又は満たさなくなることが見込まれる場合、移住支援金交付申請取下げ申請書(様式第3号)を提出し、当該申請を取り下げることができる。

2 移住支援金の交付決定後、前項の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る移住支援金の決定は、その効力を失うこととする。

(交付決定)

第7条 町長は、第5条の申請を受理したときは、その内容を審査し、道実施要領第5の1に定める交付要件を満たしていると認めた場合、移住支援金の交付を決定するものとする。

2 町長は、第5条の申請を審査した結果、道実施要領第5の1に定める交付要件を満たしていることが認められなかった場合、移住支援金の不交付を決定するものとする。

3 町長は、交付の決定をした場合はU I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金交付決定通知書(様式第4-1号。以下「交付決定通知書」という。)を、不交付の決定をした場合は移住支援金不交付決定通知書(様式第4-2号)を交付し、申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者は、前条第3項の交付決定通知書の交付を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5-1号。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する再交付申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにU I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第5-2号)を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が道実施要領第5の1(2)に

該当する場合のほか、交付決定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取り消すこととする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び町が認めた場合はこの限りではない。

- 2 町長は、前項の取消しを決定した場合、移住支援金交付決定取消通知書（様式第6号）を交付し、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の返還）

第10条 町長は、第6条に基づき交付決定後に申請を取り下げた場合、又は前条に基づき交付決定が取り消された場合、移住支援金返還請求書（様式第7号）を交付し、期限を定めて移住支援金の返還を請求するものとする。

- 2 前項で請求する返還の額は、道実施要領第5の1（2）ア又はイの規定によるものとする。

（報告及び立入調査）

第11条 町長は、移住支援事業及びマッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び交付を受けた者並びに対象法人の登録申請者及び対象法人（以下「申請者等」という。）に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

- 2 前項で定める報告及び立入調査を求められた場合、申請者等はこれに応じなければならない。

（その他）

第12条 この告示及び道実施要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年9月12日から施行する。

別表（第5条関係）

要件	証する書類
交付対象者関係（道実施要領第5の1（1）ア）	住民票、在職証明書、雇用保険被保険者証、在留資格認定証明書又は町長が当該関係を証するに相当と認める書類のうちいずれか1部
交付対象となる就職関係（道実施要領第5の1（1）イ）	在職証明書、雇用保険被保険者証、又は町長が当該関係を証するに相当と認める書類のうちいずれか1部
	東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた場合、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書、開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書又は当該事実を証するに相当と認める書類のうちいずれか1部
交付対象となる起業関係（道実施要領第5の1（1）ウ）	北海道から地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていることを証する書類、又は町長が当該関係を証するに相当と認める書類のうちいずれか1部
2人以上の世帯関係（道実施要領第5の1（1）エ）	住民票又は町長が当該関係を証するに相当と認める書類のうちいずれか1部

※ 上記以外にも道実施要領第5の1（1）に定める交付要件に該当することを確認するために町長が必要と認めた書類の提出を求める場合がある。

様式第1号（第4条関係）

大空町長様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付予備登録申請書

UIJターン新規就業支援事業実施要領に基づき、就業後3か月後に要件を満たす予定のため、事前に移住支援金の予備申請をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	本申請予定日：	年 月 日

3 確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

マッチングサイトに掲載されている企業に就業し、移住要件を満たしている		A. 該当する		B. 該当しない
------------------------------------	--	---------	--	----------

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード（北海道及び大空町使用欄）	
--------------------	--

注意事項

（移住された方へ）

- ・当予備申請書を提出しなかった場合は、移住支援金の事前のお手配が出来ず、申請時に移住支援金を支給できない場合があります。
- ・また就業後3か月経過後には、速やかに必ず本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

（企業様へ）

- ・就業された方が移住支援対象の資格を有した方である場合、本紙をお渡しいただき、お住まいの自治体に届け出をするよう申し伝えのほど、お願いいたします。
- ・移住支援対象となりうる就業者がいらっしゃるにもかかわらず、申し伝えいただく前に就業者が資格を喪失した場合、今後マッチングサイト掲載について見直しをさせていただく可能性があります。

様式第2-1号（第5条関係）

大空町長様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

U I J ターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

※氏名は、記名捺印又は署名してください

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「北海道移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、大空町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード（北海道及び大空町使用欄）	
--------------------	--

(別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び大空町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、U I J ターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に大空町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大空町以外の市区町村に転出した場合：半額

(別紙2)

U I J ターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い

北海道及び大空町は、U I J ターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、北海道及び大空町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、北海道及び大空町は、当該個人情報について、他の府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

大空町長様

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

北海道UIJターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び大空町の求めに応じて、同北海道及び大空町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

振込先口座登録依頼書

年 月 日

大 空 町 長 様

住 所

氏 名

印

大空町U I Jターン移住支援金交付要綱（令和元年 月 日告示第 号）に基づき、大空町から支払われる移住支援金は、下記金融機関へ振込み願います。

記

金融機関・支店名	
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 口座名義人は申請者と同一としてください。

様式第3号（第6条関係）

申請年月日 年 月 日

大 空 町 長 様

申請者 住所

氏名 印

移住支援金交付申請取下げ申請書

年 月 日付けで申請した移住支援金交付申請書について、大空町U I J ターン移住支援金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、取り下げます。

年 月 日

様

大 空 町 長

U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

U I J ターン新規就業支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下3桁)：

振込先口座名義：

(備考)

1 大空町は、U I J ターン新規就業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に大空町以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に大空町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 大空町は、U I J ターン新規就業支援事業実施要領の規定に基づき、U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

年 月 日

様

大 空 町 長

U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金の交付申請については、以下のとおり移住支援金の交付要件を満たしていることが認められなかったため、大空町U I J ターン移住支援金交付要綱第7条第2項に基づき、移住支援金の交付を決定しないこととしましたのでお知らせいたします。

記

要件の有無	交付要件	要件を満たしていることが認められなかった理由
有・無	交付対象者関係（道実施要領第5の1（1）ア）	
有・無	交付対象となる就職関係（道実施要領第5の1（1）イ）	
有・無	交付対象となる起業関係（道実施要領第5の1（1）ウ）	
有・無	2人以上の世帯関係（道実施要領第5の1（1）エ）	

様式第5-1号(第8条関係)

大空町長様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

UIJターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 再交付の理由

--

管理コード(北海道及び大空町使用欄)

--

年 月 日

様

大 空 町 長

U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金交付決定通知書(再交付)

U I J ターン新規就業支援事業実施要領の規定に基づき、年 月 日付けで発行した移住支援金交付決定通知書について、再交付いたします。

記

○移住支援金 金 _____ 円

○振込(予定)日： 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下3桁)：

振込先口座名義：

(備考)

1 大空町は、U I J ターン新規就業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に大空町以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に大空町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 大空町は、U I J ターン新規就業支援事業実施要領の規定に基づき、U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

年 月 日

様

大 空 町 長

移住支援金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした移住支援金については、大空町U I Jター
ン移住支援金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり交付決定を取り消すことといたしま
したのでお知らせいたします。

記

1 交付決定の取消し理由

該当の有無	取消し理由
有・無	虚偽の申請等をした
有・無	移住支援金の申請日から3年未満に大空町から転出した
有・無	移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した
有・無	北海道が行う地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された
有・無	移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大空町から転出した
有・無	交付決定に基づく指示に違反し、又は従わなかった

2 備考

